

2002年度

「小泉不況」下の高校生の修学保障に関するアンケート調査のまとめ

2003年4月23日

目 次

《2002年度》『小泉不況』下の高校生の修学保障に関するアンケート調査の結果について … 1	
2003年4月23日 日本高等学校教職員組合中央執行委員会	
「小泉不況」下の高校生の修学保障に関するアンケート調査のまとめ … 6	
Ⅰ 調査の概要 … 6	
Ⅱ 調査結果のまとめ … 7	
1. 授業料等の納入金について … 7	
2. 授業料滞納の状況について … 10	
3. 授業料滞納者への対応について … 13	
4. 経済的理由で退学あるいは修学旅行を取りやめた例について … 21	
5. 授業料減免制度について … 22	
6. 奨学金制度について … 26	
7. 修学奨励金等について … 28	
8. 高校生の就修学保障に必要な制度の改善、新たな施策について … 29	
9. 授業料担当者として感じること … 30	
「小泉不況」下の高校生の修学保障に関する調査用紙 … 33	

日本高等学校教職員組合

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館

TEL 03-3230-0284 E-mail : nikkokyo@nikkokyo.zenkyo.org

《2002年度》

『小泉不況』下の高校生の修学保障に関するアンケート調査の結果について

2003年4月23日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

日高教は2002年11月、日高教構成組織の29道府県・政令市の高教組を通じて、『小泉不況』下における高校生の修学保障に関するアンケート調査を実施しました。

「調査」は、各組織で全日制普通科3校、職業科2校、定時制1校を抽出することとし、各校事務職員の協力を得てとりくまれました。

以下は、今回の調査に回答の寄せられた、18道府県・4政令市83校(生徒数49,428人)(内訳：全日制70校47,544人、定時制12校1,651人、通信制1校233人)の結果をまとめたものです。

「調査」には、長引く不況、とりわけ、小泉「構造改革」のもとで、失業・倒産などによって父母の労働実態や家庭の経済状況がますます悪化し、高校生の学習権を脅かす事態がさらに進行しつつあることが示されています。記述部分には、事務職員や担任など担当者の事態の深刻さに対する悲鳴や為政者への憤りがにじんでいます。

今年度の「調査」の特徴は、次の諸点です。

1. 授業料等の教育費父母負担および授業料滞納状況について

(1) 授業料滞納は一段とひろがる状況にあります。

2002年10月末現在で、2001年度分の授業料滞納者は全体で129人、定時制についてはそのうちの91人に及んでいます。2002年度分の滞納状況は、調査対象になった49,428人の4.16%、定時制に限定すると25.98%にたっています。その内、「3ヶ月以上」の長期滞納は1.05%、定時制に限ると6.90%となっています。

滞納状況は学校によって大きな差があります。特定の学校に家庭の経済状況の困難をかかえた生徒が集中し、学校による格差がひろがっていることを示しています。

自由記述欄には「授業料滞納の理由、事例」として、借金の返済、家族の病気・死亡・失職、家業の倒産・経営不振などがあげられており、生活の基盤である家庭生活の悪化、家族関係の崩壊など、子どもたちが置かれている状況は、これまで以上に深刻になっていることが窺えます。

(2) 授業料以外の学校納付金については、県や学校によって異なりますが、かなりの額にのぼります。この学校納付金に、教科書代、通学費、制服代、部活動に要する経費などが加わり、高校に通うための教育費負担は家計に重くのしかかっています。

「修学旅行費用」は、全日制平均91,407円、定時制平均77,063円であり、なかには、

海外研修費 227,000 円の高額負担もあります。また、P T A会費 55,200 円(年額)、生徒会費 24,000 円(年額)、実習費等 3 万～5 万円などの例もあり、その他、実習用作業服代、部活動費、後援会費などの名目による学校納付金があります。こうした学校納付金についてはそれぞれの学校で性格や内容、使われ方を再検討し、本来公費でまかなわれるべき経費については行政の責任で措置することを求めていかなければなりません。また、修学旅行費については業者、国土交通省、J R 本社・各社などに対して経費・料金の低廉化を申し入れる必要があります。

今年度はじめて「制服代」についての調査をおこないました。結果は、女子の場合、冬服代が 26,500 円の高校から 82,070 円の高校まであり、男子は 24,400 円の高校から 71,790 円の高校まであります。夏服は、女子が 7,200 円から 22,400 円、男子が 8,000 円から 15,400 円となっています。制服代はこのように高校によって相当の開きがあるなかで、改めて、そのあり方も含めた制服問題についての話し合いを生徒、父母、教職員の三者でもつ必要があります。

- (3) 高校に通わせるための教育費負担が家計に重くのしかかっているなかで、各都道府県公立高校の授業料が準拠している総務省基準が 2001 年度に改悪され、多くの県で授業料を 2001 年度から、全日制 9,000 円(月額)を 9,300 円に、定時制 2,400 円(同)を 2,500 円に値上げしています。2001 年度の値上げを据え置いた県の多くも 2002 年度には値上げを実施しています。

労働者・国民のくらしは、収入が減少する一方で医療制度改悪などによる負担が増大するなど、一段と大変になっています。「子どもの教育費だけは削らないとがんばってきたが、そもいなくなかった」という家庭は少なくありません。こうしたなかでの授業料の値上げは「教育の機会均等」を掘り崩すものといわなければなりません。

2. 授業料減免措置の状況、減免制度の改善・拡充を

- (1) 授業料の減免を受けている生徒の割合は、2000 年度 6.22%、2001 年度 7.58%、2002 年度 8.97%と年々増加しています。とくに定時制では 19.26%と高率です。

減免者数はこのように年々増加しています。しかし、授業料の滞納状況に見られるように、実際に援助が必要と考えられる生徒はもっと多く、自治体の予算枠など、さまざまな条件によって多くの生徒たちが授業料の減免を希望しながら受けられないでいる状況があります。

- (2) 「減免制度改善のために必要と思うこと」では、第 1 に「家計収入基準の緩和」(53.7%)、第 2 に「添付書類の簡素化」(31.7%)、第 3 に「減免適用の遡及」(29.3%)、第 4 に「減免制度の広報の徹底」(28.0%)が指摘されています。

「現行制度の問題点」の記述欄には、「世帯のうち一人でも課税されていると減免制度の対象にならない」「生命保険金や退職金など、申請時から 1 年間遡って収入とされる。

祖父母の年金まで収入に算定される」「基準額が低すぎる」などの記載があり、担当者として「減免措置の拡大」「減免制度の改善」を訴えています。

3. 経済的理由による退学、修学旅行不参加

(1) 経済的理由で退学した生徒数は、2000年度10人、2001年度13人、2002年度8人(10月末まで)となっています。この数字は実態の一部と考えられます。「家庭の事情」「専修・各種学校や就職への進路変更希望」「学業不振」を理由とした中退者も、「経済的理由」を含む複合的要因によるものが相当数あると考えられるからです。また、「退学届」では退学理由を「一身上の理由」と記述されるために、明確にしにくい面もありますが、経済的理由による退学者が増える傾向にあることがうかがえます。

教育の機会均等の立場から、こうした経済的理由により退学せざるを得なくなる子どもたちに対して公的援助の手が差し伸べられる必要があります。

(2) 経済的理由で修学旅行の参加を取りやめた生徒数が、2000年度5人、2001年度23人、2002年度30人(10月末現在)と急増しています。

4. 事務担当者や担任の負担の増大

(1) 「県内でも特に不況の影響を受けている地域では、炭坑閉山、大型小売店の撤退、漁業の不振等で地元の企業も次々とつぶれている。親が失業中の家庭も増えている。将来に不安を持っている高校生がたくさんいて、学習意欲にも影響している」

「リストラ及び離婚による減免が増えている。就職難による収入の不安定な家庭が多い。そういう政治・経済の現状に憤りを感じる」

「リストラによる保護者の失業と、父子・母子家庭の増加が原因で生活困窮世帯が急激に増え、滞納者、免除決定者数もそれにともない、一昨年より2倍近くになっている」

「経済運営における国の無策と社会保障制度の貧困さを強く感じる」

などの記述にあるように、授業料担当者は生徒の家庭の経済状況悪化を肌身を通して実感しています。そして、その背景にある、国民に「痛み」を与え続ける貧困な政策に憤りを感じています。

また、「生徒や家庭の状況がわかっていると督促しにくい。長引く不況が生徒たちの学校生活に大きな影響を与えていることを実感している。担任は『就学のため滞納者へ配慮を』、授業料担当者は『でも納めるものは納めないと』の矛盾がいつも存在する」

という記述からは、担当者が、授業料徴収事務における責任感をつよく持てば持つほど、不況等によって経済的に困窮する生徒の家庭の実情をまえに、ジレンマに苦しむ実態が率直に語られています。

「帰宅してからの督促のための電話がけによる電話料金の自己負担。時には家庭や職場を訪ねることもあり、精神的苦痛は年間を通じて途切れることがない」

「今、学校事務職員の中で一番きつい仕事」

など、夜間に家庭訪問を繰り返したり、担当者が自宅から督促の電話をしたり、場合によっては、担当者が滞納分を立て替えるという事例まであります。滞納者への督促や指導にかかわって担当事務職員や担任は心を痛め、精神的・肉体的にも、経済的にも大きな負担になっています。

根本的な解決は、「授業料の無償化」であることを明確にしなが、授業料を「利用料」として扱う行政の考えを改めさせ、こうした事務職員や担任の負担を軽減する行政措置を要求する必要があります。

事務担当者と担任等で連絡をよくとりあい、生徒や父母との信頼関係にもとづいて、生徒の家庭状況等を把握し、生徒を励まし必要な援助の手だてをとることが教育上必要です。その場合も、事務長や学校長は担当者まかせにせず、適切なアドバイスと具体的援助が求められます。

5. 奨学金制度、修学奨励制度の拡充を

(1) 高校奨学金受給者の割合は、2000年度が2.35%、2001年度3.16%、2002年度4.46%と急増しています。しかし、完全失業率5.5%、「潜在的失業者」を含めると10%700万人を超える長引く大不況、リストラ・倒産があいつぐなか、経済的理由による中途退学者や修学旅行不参加者の増大をみると、奨学金制度が必要な生徒たちに行き渡っているとはとてもいえません。

「調査」では、「緊急に改善すべきこと」として挙げられているのは、「家計収入基準の緩和」(36.1%)、「手続き書類の簡素化」(34.9%)、「年度途中も申請できるようにする」(34.9%)、「成績基準をなくす」(30.1%)、「貸与制から給付制にかえる」(16.9%)などです。

また、「その他」の記述欄には、「年度途中で状況が変化する家庭が増えているが、ほとんどの奨学金が年度当初の採用のみでそうした家庭への支援が難しい」「県奨学金は家族以外の保証人が必要なため、保証人がなくて申請できない場合がある。保証人は親だけで十分ではないか」などの指摘があります。

こうした声をもとにして、奨学金制度の改善・拡充を求めていくこと、とりわけ、経済的に困難な状況に置かれている定時制生徒のための修学奨励金制度の拡充とともに、すべての定時制・通信制生徒に教科書などの無償給与、夜食費の国庫補助の復活を求めていくことが重要になっています。

(2) 「失職・破産・病気等又は、火災・風水害等により家計が急変したため修学困難な生徒」に対し、日本育英会が1999年度より設けている「緊急採用奨学金制度」の対象になった生徒は、「調査」では2000年度15人、2001年度38人、2002年度24人と増えており、その理由は、「父親の失業」「父母のリストラ」「倒産・自営会社の経営不振」「父母の病気・死亡」といずれも深刻です。

採用対象者が増えているとはいえ、高校・大学・短大・専門学校・大学院の生徒・学生

を含め採用予定人員を「1万人程度を目途と」していること、「学力」基準を設けていること等を考えると、緊急な援助の必要性を十分に満たしているとは思えません。とりわけ、貸与制であること、貸与額が第一種奨学金と同額であること、貸与期間が採用年度末までの1年以内であることなど問題点も多く、それらを改善し、拡充すべきです。

- (3) 各種奨学金制度、修学奨励制度のいっそうの改善・拡充が緊急に求められていますが、小泉内閣は「特殊法人改革」の名の下に、日本育英会の廃止、独立行政法人化、奨学金の「教育ローン化」を2001年12月にうちだし、2002年度予算案から無利子貸与分を大幅に削減しました。また、高校奨学金制度を「地方分権」の名の下に国から自治体に移し、国としての責任を免れようとしています。子どもたちの学習権保障のためには、むしろ、いまこそ奨学金制度を国の責任で拡充すること、欧米なみの返還不要の給与制にする必要があります。

すべての子どもたちの就学保障のために、憲法第26条「教育を受ける権利」、教育基本法第3条「教育の機会均等・修学援助」、同法第10条「教育諸条件の整備確立」をはじめ、憲法・教育基本法の理念、諸条項を生かし、制度を改善・拡充することが求められています。

日高教は、このことを教育行政に強く要求していくとともに、「小泉構造改革」から子どもと教育を守るために、教育・学校・社会に憲法・教育基本法を生かす運動を父母・国民とともに全力をあげてすすめるものです。

「小泉不況」下の高校生の修学保障に関する アンケート調査のまとめ

I 調査の概要

1. 調査の趣旨

長引く不況、とりわけ、「小泉構造改革」のもとで、失業・倒産など、保護者の労働実態や家庭の経済状況の悪化が深刻になり、「授業料が払えない」「修学旅行に行けない」など、高校生の学習権をも脅かす事態が進行しています。その実態をリアルに把握し、社会的問題としてアピールするとともに、政府や地方行政にたいして生徒の就修学の保障を求める運動をすすめます。

2. 調査の対象

- (1) 日高教組織のある25道府県・4政令市の公立高校
- (2) 各道府県・政令市にあっては、全日制5校（普通科3校、職業科2校）および定時制1校を抽出。

3. 調査の方法

- (1) 調査用紙にもとづくアンケート方式
- (2) 回答者：各校の授業料担当事務職員（または教員）

4. 調査の実施時期

2002年11月（10月末日段階の調査）

5. アンケート回収状況

- (1) 対象25道府県・4政令市のうち、以下の18道府県・4政令市から回答が寄せられた。

北海道、青森、秋田、福島、群馬、埼玉、新潟、富山、長野、岐阜、愛知、滋賀 大阪府、和歌山、島根、山口、高知、長崎、横浜市、京都市、大阪市、神戸市

- (2) 回答校数

公立83校（道府県立73校、市立10校；全日制70、定時制12、通信制1）

- (3) 対象生徒数

2002年度 49,428人（全日制47,544人、定時制1,651人、通信制233人）

2001年度 51,888人（全日制50,044人、定時制1,657人、通信制187人）

2000年度 53,141人（全日制51,316人、定時制1,704人、通信制121人）

Ⅱ 調査結果のまとめ

1. 授業料等の納入金について

〈授業料・第1学年の月額〉

【全日制】

9,000 円

青森、横浜市(2003 年度から 9,300 円に値上げ予定)

9,300 円(※印は 2001 年度は 9,000 円)

北海道、秋田※、福島、群馬、埼玉、新潟、富山、長野※、岐阜※、愛知、滋賀※
和歌山※、島根、山口※、高知、京都市※、神戸市

12,000 円

大阪府、大阪市

【定時制】

900 円 山口

1,550 円 神戸市

2,000 円 島根

2,480 円 長崎(2001 年度は 2,440 円)

2,500 円 秋田(2001 年度 2,400 円)、群馬、埼玉、富山、長野(2001 年度は 2,000 円)、愛知、高知

○総務省は 2001 年度の基準額(地方交付税算定の基礎となる単位費用)を、全日制で前年度比 300 円増の月額 9,300 円、定時制で同 100 円増の 2,500 円とした。

社団法人地方行財政調査会の 2002 年度都道府県立高校授業料等調査結果によると、上記以外の都府県の授業料は以下の通り。(『内外教育』2002 年 6 月 14 日)

【全日制】

9,000 円 鳥取

9,200 円 三重、徳島、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(以上 8 県、2001 年度は 9,100 円)、沖縄(2001 年度は 9,000 円)

9,300 円 岩手、宮城※、山形、茨城、栃木※、千葉※、東京※、神奈川、石川、福井※
山梨、静岡、京都府※、兵庫、奈良※、岡山、広島、香川※、愛媛、福岡※
(※印は 2001 年度は 9,000 円)

【定時制】

1,000 円 山梨

- 1,150 円 京都府(2001 年度は 1,100 円)
- 1,200 円 和歌山(2001 年度は 900 円)
- 1,250 円 北海道、奈良(2001 年度は 1,200 円)
- 1,700 円 静岡
- 1,900 円 三重(2001 年度は 1,700 円)、
- 2,000 円 福島、香川((2001 年度は 1,900 円)
- 2,100 円 大分(2001 年度は 2,000 円)
- 2,200 円 広島
- 2,400 円 青森、鳥取、福岡(2001 年度は 2,300 円)、熊本
- 2,480 円 宮崎(2001 年度は 2,440 円)
- 2,500 円 岩手・宮城*、山形、茨城、栃木*、埼玉、千葉(2001 年度は 2,300 円)
東京*、神奈川、新潟、石川、福井*、岐阜*、滋賀(2001 年度は 2,000 円)
大阪府、兵庫、徳島、愛媛、鹿児島(2001 年度は 2,450 円)
(*は 2001 年度 2,400 円)

【通信制】

- 1 単位当たり 90 円 岡山
- 1 単位当たり 120 円 佐賀
- 1 単位当たり 123 円 沖縄(2001 年度は 120 円)

〈授業料以外の学校納付金〉 ◇いずれも年額

(1) P T A 会費

- 全日制 平均 7,058 円(1,800 円～ 55,200 円)
- 定時制 平均 4,334 円(1,000 円～ 14,410 円)

(2) 生徒会費

- 全日制 平均 7,717 円(1,700 円～ 24,000 円)
- 定時制 平均 5,295 円(2,000 円～ 11,160 円)

(3) 入学時の制服代(記入のあった分)

- 〔冬服〕 女子 24 校平均 42,086 円(26,500 円～ 82,070 円)
- 男子 21 校平均 35,719 円(24,400 円～ 71,790 円)
- 性別不明 16 校平均 40,480 円(20,000 円～ 56,690 円)
- 1 校で幅のある高校(性別不明)44,610 円～ 47,440 円(京都市・職業科)
27,100 円～ 34,800 円(神戸市・職業科)
- 〔夏服〕 女子 14 校平均 15,364 円(7,200 円～ 22,400 円)
- 男子 11 校平均 12,211 円(8,000 円～ 15,400 円)
- 性別不明 10 校平均 11,012 円(3,600 円～ 15,000 円)
- その他(性別不明) 希望者のみ 8,200 円(青森・普通科)

1校で幅のある高校(性別不明) 11,200円～14,400円(神戸市・職業科)
 [冬夏服セット] 女子 2校平均 57,350円(55,700円、59,000円)
 男子 2校平均 56,050円(54,600円、57,500円)
 1校で幅のある高校(富山・普職)
 女子 65,000円～100,000円、男子 25,000円～40,000円

(4) 修学旅行費用

① 修学旅行費用および旅行先

全日制 平均 91,407円(48,000円～227,000円)

定時制 平均 77,063円(58,448円～86,986円)

◎ 旅行先別学校数(コースを選択する高校の場合、1コースを1校と算定)

[スキー教室] a.長野(志賀高原も含む) 3校、b.新潟 1校

[学習旅行] c.北海道 13校、d.会津 1校、e.東京 3校、f.新潟(スキー?) 2校

g.横浜 1校、h.長野(志賀高原・菅平も含む/スキー?) 4校

i.関西方面(京都・大阪・奈良・兵庫も含む) 16校

j.広島 2校、k.萩 1校、l.長崎 4校、m.九州(長崎のみ・沖縄等を除く) 2校

n.沖縄(与論・屋久島も含む) 15校

[海外] o.韓国 3校、p.シンガポール 1校、q.オーストラリア 1校

r.修学旅行なし 10校、s.記入なし 8校

◎ 旅行先別費用

○スキー教室 志賀高原 48,000円(新潟・全普)、志賀高原 52,930円(愛知・全職)
 長野 65,000円(和歌山・全職)、新潟 63,983円(和歌山・全普)

○北海道 80,870円(埼玉・全普)、100,000円(埼玉・全総)、80,000円(横浜・全職)
 64,996円(愛知・全普)、86,000円(滋賀・全普職)、95,384円(滋賀・全普職)
 80,000円(京都市・全職)、95,000円(大阪府・全職)、80,000円(山口・全職)
 86,202円(山口・全職)、102,748円(高知・全職)、85,000円(神戸・定職,定普)

○沖縄 94,000円(群馬・全職)、126,000円(新潟・全普)、120,000円(新潟・全職)
 113,000円(新潟・全職)、89,000円(横浜・全普)、83,865円(長野・全職)
 97,000円(長野・全普職)、75,000円(岐阜・全職)、85,000円(滋賀・全職)
 76,000円(京都市・全普)、75,000円(京都市・全職)
 82,000円(沖縄・屋久島他へ;大阪府・全普)、75,000円(神戸・全普職)
 86,986円(埼玉・定職)、84,110円(高知・定普)

○シンガポール 87,000円(和歌山・全普)、韓国 80,000円(島根・全職)、
 韓国 120,000円(島根・全普)、韓国 72,000円(山口・全普)
 オーストラリア 227,000円(島根・全職/国際文化科1クラスのみ)

② 修学旅行引率教員の費用(選択記入のあった68校中)

ア 全額公費 88.2%(60校) イ 一部職員負担 8.8%(6校)

ウ その他 3.0%(2校)

実施基準による引率者分は公費、それを超える引率者分はP T A会費 or 後援会費

(5) その他

- ・ 農業経営科は作業服 6,300 円(青森・全職)
- ・ 生徒会費だけでは運動部等の費用の一部しかまかなえず、自己負担がかなり大きい(福島・全普)
- ・ 「産業社会と人間」の授業で企業及び学校見学に行くが、このためのバス代が生徒負担となっている(但し、本校の場合は約8割が県費、その他の学校は全額生徒負担)(群馬・全総)
- ・ 総合学科だが、以前農業高校だったので農業実習があり、実習服をそろえたりと普通科よりもお金がかかる(埼玉・全総)
- ・ 本来、教育予算で保障されるべきものも、実習費として消耗品代の一部として徴収される費用が保護者にとって負担になっている(3万～5万円)。検討課題になっている(横浜・全職)
- ・ 学校代表で全国大会に出場する生徒の旅費について、生徒全体から徴収して支給しているが、多数の生徒が出場すると生徒負担額が多くなる(付添職員は県費旅費支給となる)(富山・全職)
- ・ クラブ振興費 年額 6,000 円(長野・全普)
- ・ 地区懇などで出される話の中には、陸上部のウェア代が高い(5万円)とか、自転車部に入っただけでしばらくしてやめたが、高い自転車を買ったが、スーパーに行くのにも使えないとの意見もある(岐阜・全職)
- ・ ★教育振興費年額 3,600 円(月額 300 円) ★学年積立金 1年：年額 108,650 円 2年：年額 16,800 円 3年：年額 6,500 円。1年校外合宿費 31,000 円(愛知・全普)
- ・ 実習費用として4月に一括徴収。科により異なるが、15,000 ～ 18,500 円くらい必要となり、その支払いも遅れる生徒が増えている(愛知・全職)
- ・ 教育振興費 年額 6,360 円(愛知・全職)
- ・ 情報処理科：夏休み実施の企業留学(1年・2年)も修学旅行と別に行くので、保護者への負担大(神戸市・全普職)
- ・ 体文振興費 4,440 円(和歌山・全普)
- ・ 後援会費：入学時 7,500 円、教育後援会費：年額 6,000 円、農業クラブ又は家庭クラブ会費：1,800 円(本校のみ)(山口・全職)

2. 授業料滞納の状況について

(2002年10月末現在、全生徒数に対する割合)【表1】

	01 年度分滞納	02 年度3ヶ月分以上滞納	02 年度2ヶ月分滞納	02 年度1ヶ月分滞納	滞納計
全体	129 人(0.25%)	517 人(1.05%)	334 人(0.68%)	1,076 人(2.18%)	2,056 人(4.16%)
全日制	38 人(0.08%)	403 人(0.85%)	252 人(0.53%)	934 人(1.96%)	1,627 人(3.42%)
定時制	91 人(5.49%)	114 人(6.90%)	82 人(4.97%)	142 人(8.60%)	429 人(25.98%)

<2ヶ月以上滞納者の多い学校の例>【表2】

学 校	県・市	全・定(学科)	3ヶ月滞納者	2ヶ月滞納者
A高校	山 口	定時制(職業科)	36.96%	19.57%
B高校	神戸市	定時制(職業科)	9.71	1.80
C高校	神戸市	定時制(普通科)	9.52	14.29
D高校	埼 玉	定時制(職業科)	7.81	6.25
E高校	島 根	定時制(普通科)	7.69	0.00
F高校	神戸市	全日制(職業科)	7.44	4.96
G高校	群 馬	定時制(普通科)	5.26	2.63
H高校	愛 知	定時制(普通科)	5.00	0.00
I高校	高 知	全日制(職業科)	4.87	0.97
J高校	長 野	定時制(職業科)	4.26	0.00
K高校	長 崎	定時制(普通科)	4.08	3.06
L高校	神戸市	全日制(普通科)	3.00	3.00

<2ヶ月以上の授業料滞納者の理由や事例など>

- 収入減。父親が家にお金を入れない。親に保護能力がない。(北海道)
- 経済的理由。中途退学者(北海道)
- 親権者の債務による生活困難。(青森)
- 給料がもらえない。父が働く意欲なし。(青森)
- いくら督促しても払ってもらえない。また、免除申請に関しても市町村民税も滞納しているため、公的書類が発行されない。(青森)
- 保護者の離職(リストラ)、保護者行方不明、保護者の疾病、父子・母子家庭による生活困窮(青森)。
- 生活困難。保護者のモラルハザード。(秋田)
- 経済的に納入困難であるにもかかわらず、免除申請の手続きをしない。(福島)
- 消費者金融に手を出し、学校に生徒を出せと電話がひんぱんにあった。滞納状態が長く続いたが、年度末にはきれいになった。不況の影響で給料が下がってしまい、ローンの支払いに追われ、授業料になかなかまわってこない例があった。(群馬)
- 母子・父子家庭、失業(但しほとんどの対象者は免除となっている)。(群馬)
- 親が常勤雇用からパート化、ボーナス不支給、残業カットなど。(群馬)
- 経済的理由(母子家庭、リストラ等)。怠慢。(群馬)
- 借入金、リストラ、倒産、低収入。(埼玉)
- 保護者の入院、事業経営の悪化。埼玉)
- 家業が経営不振で、金銭的余裕がない。借入金があり、授業料を工面できない。大口債券が回収不能となって以来、資金繰りに困り、授業料を納められない。(新潟)
- 家庭不安、家のローン、母子家庭。保護者の納付意識が低い。収入の低下など。(新潟)

- 経済的理由と思われるが、もともと低所得層が多い。また母子家庭が多く見られる。(新潟)
- 督促は担任経由で生徒へ手渡すが、生徒が鞆の中に入れてまま。保護者へ直接電話をする
とほとんど納付される。(横浜市)
- 家庭の経済状況が厳しい等。(横浜市)
- 保護者の給料遅延(富山)
- 父母の収入が少ないのに扶養家族が多い。納入義務意識の欠如または希薄。(富山)
- リストラや倒産により納入が困難になった。給与の削減等で著しく収入が減少した。離婚
等により家庭状況が変わった。退学や長期欠席等で連絡が取れない。納入する意志がない。
低所得である。預金口座残高の確認忘れ。(富山)
- 収入減、資金繰りが困難。(長野)
- 母子家庭で家計が苦しい者3人(2人は後に免除者に)。お金にルーズな家庭(生徒は立派)
3人。督促に神経を使っている(親に直接連絡)。(長野)
- 家業の不振1件。家族の借金の返済に父親も関係していて、家計が苦しく、子どもの授業
料の納入が犠牲になっている1件。(長野)
- 電話等も止められていて通じず、連絡が取れても「お金がない」と言って、なかなか支払っ
てもらえない。(愛知)
- 生活が苦しい(3人)、払う気がない(1人)。(愛知)
- 母親が通帳に入金しても、父親が使ってしまう。(滋賀)
- 父親の会社が倒産、自営業で経営が苦しい、母子家庭で生活保護を受けているなど。(京都市)
- 父親が長期失業中。(大阪府)
- 自営業不振による生活苦。保証人になり連帯責任による生活苦。病気・失業等による生活
苦。(大阪市)
- 失業、倒産、家族離別。(神戸市)
- 保護者の事業不振。(和歌山)
- 授業料減免の対象にならない状態による営業不振・収入不安定。親が仕事を夜・昼掛け持ち
で働いてもなお、生活が苦しい。(和歌山)
- 多重債務で払えない、という場合がある。(島根)
- 退学した生徒等。(山口)
- 納入意欲の欠如。不況。(山口)
- 口座振り替えしている口座の残高不足。(山口)
- 親の生活を含め経済的困窮。生活のみだれ等による怠慢。支払うべき順番が下位におかれ、
待ってもらえるの意識。(高知)
- 生活が苦しい。授業料免除申請するよう勧めても乗ってこないで困っている。(長崎)

3. 授業料滞納者への対応について

(1) 教育委員会の方針、対策、学校への指導等の問題点

- 教育委員会に未納者を減らそうとする姿勢が見られない。払うべきお金を払わない者を「教育的配慮」といって見逃すのではなく、払うべきものはちゃんと払うというルールを身につけさせる方が大切ではないか。(北海道)
- 教育的な配慮から、条例で定められている出席停止の措置は講じていない。学級担任と十分連絡をとり、家庭状況の把握に努めるとともに、ねばり強く授業料納入の意義を説明する等、督促勧告を行っている。(北海道)
- 条例上、滞納者に対しての法的強制力がないこと。(北海道)
- 保証人が必要なくなった。(保護者への連絡が取れない場合、保証人に連絡していた)(青森)
- 出席を停止することができる条文があるが、実際には措置しない。(事前に県教委の承認が必要であり、県教委では教育的配慮から措置を認めない)(福島)
- 他の債権のような一定の指導(督促)基準がないため、問題が全体として明らかにならない。(群馬)
- 具体的罰則がない。(群馬)
- 徴収権者を財務課長から学校長へ変更。調定繰越をする学校が増加してきた。(埼玉)
- 2・3年前から調停繰越ができるようになったが、不能欠損の取り扱いはまだできていない。(埼玉)
- 事務担当者の事務量と精神的負担が増大していることから、県授業料条例等の改正も含めた検討を要望している。(富山)
- 滞納状況の調査票が教委から届いた。(富山)
- 滞納繰越を認めない実態があり、各学校は何らかの手法で立替納入を年度末に行っている。一高教組は抗議し、是正を求めているが。(長野)
- 今まで授業料は実際にはいろいろな方法で立て替えが行われており、滞納額の次年度繰越は表面上はないので、県教委は問題はないと言っていた。滞納の次年度への繰越は、制度上もあるので、適用することについては異議を認めないこと確認している。(長野)
- 入学許可取消処分、退学処分を前提とした聴聞手続きの動きがある。(愛知県行政手続条例及び愛知県教育委員会聴聞手続規則の規定による)(愛知)
- 「収入未納とならないように注意すること」と指導が出されている。(愛知)
- 滞納者へ支払をお願いするのみで、担当者の負担が大きい。(愛知)
- 問題点：授業料滞納者に対し、年 14.6 %の延滞金を科し、加算して徴収する。出納閉鎖までに未納のないようにと、電話が入る。生活困窮であれば授業料減免の制度があるのだから、納めないというのは怠慢であるという。しかし、減免の諸要件をクリアできない滞納者が多い。(和歌山)
- 県から学校への対策や指導などはない。(島根)
- 県教委→学校への努力要請のみ。対策・指導変化なし。(高知)

- 月 1 回督促状を送っている。(埼玉)
- 滞納者への督促事務が負担となっているので、県教委の方針・対策、学校への指導をお願いしたい(マニュアルの作成も考慮してほしい)。(富山)
- 長期的滞納を理由とする除籍は、授業料条例には規定されているが、教育的配慮(?)から、委員会は積極的な対応はとっていない。(高知)
- 毎月 10 日までに前月分の未納(滞納)状況調査を報告する。県教委の現場に対する「徴収しなさい」という姿勢が感じられる。(長崎)

(2) 授業料滞納に対する退学、出校停止などの条例・規則などがある道府県市の例

- 北海道立学校条例(抜粋)
 - (出席停止)第 5 条 校長は、授業料の督促を受けた納付義務者等が授業料納付督促書により指定した期限内に授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、出席停止を命ずることができる。
 - 2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずる場合は、納付義務者等に対して、出席停止通知書を送付しなければならない。
 - (退学処分)第 6 条 校長は、出席停止通知書を発した日から起算して 30 日を過ぎても納付義務者等が授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退学を命ずることができる。
 - 2 校長は、前項の規定により退学を命ずる場合は、納付義務者等に対して、退学通知書を送付するとともに、この旨を教育長に報告しなければならない。
 - (規則はあるが、教育的配慮との名目で、実施してはいけないことになっている)。
- 青森県立学校学則
 - 25 条 授業料の滞納が、納期限経過後 2 ヶ月に及んだ生徒に対しては、退学を命ずることができる。
- 秋田県立高等学校授業料等徴収条例
 - 第 5 条 正当の理由なく、定められた期間内に授業料を納付しない者に対しては登校を停止し、未納 15 日におよんだときはその学籍を除くことがある。
 - (このまま適用されることはない。県教委に報告、県教委が判断。)
 - 秋田県立高等学校授業料等徴収条例の運用について
 - 第 5 条関係 本条の事由により、登校停止又は除籍しようとする場合は、教育委員会に報告しその指示を受けなければならないこと。
- 福島県立高等学校の授業料等に関する条例
 - (授業料未納者についての措置)第 6 条 前条の規定による納入期限を過ぎてもなお授業料を納入しない者に対しては、その出席を停止することができる。
- 群馬県立学校授業料等徴収条例
 - 第 9 条：授業料を定日までに納付しないときは保護者又は保証人からこれを徴収することができる。

第9条の2：前条の規定によるもなお納付しないときは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に定める懲戒を行うことができる。

(懲戒できるという文言があっただけで規則はない。)

○埼玉県立高等学校通則

授業料滞納者に対する処置：第25条 校長は、生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、別に定める基準により、出席停止を命じ、又は除籍を行なうことができる。

(基準はあるが、出席停止・除籍処置を行っている学校はない)

・1ヶ月以上：督促状。2ヶ月以上：保護者招集。3ヶ月以上：出席停止。5ヶ月以上：除籍。ただし、県教委はあくまで『基準』であり、適用には慎重に、が現在の方針。

○横浜市教育関係例規

第6類財務第3章第6条：授業料を期限内に納付しない場合には、2週間以内にその保護者若しくは保証人に対して、期限を付して、納付を督促しなければならない。

2：前項の規定により督促をしても、なお納入しないときは、出席を停止し、又は除籍することができる。

○新潟

(授業料等未納者に対する出席停止措置)第23条の2 校長は、授業料又は入学料(以下「授業料等」という。)が、督促状の指定期限から起算して3月を経過しても納付されないときは、当該授業料を納めなかった生徒(以下この節において「当該生徒」という)に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、当該生徒に対して、出席停止の予告をしなければならない。

(授業料未納者に対する除籍措置)第23条の3 校長は、前項第1項の規定により出席停止を命じられた生徒の授業料等が出席停止を命じられた日から起算して2月を経過しても納付されないときは、当該生徒を除籍することができる。

2 校長は、前項の規定により除籍するときは、当該生徒に対して、除籍の予告をしなければならない。

(報告)第23条の4 校長は、前2条の規定により生徒に出席停止を命じ、又は生徒を除籍したときは、すみやかに委員会に報告しなければならない。

○富山

富山県は行政処分の規定なし。

○長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則

(滞納者に対する措置)第10条：校長は、正当の理由がなく授業料又は受講料を滞納している者については、登校又は受講を停止することができる。

(登校停止は、実際には適用されていない。)

○愛知県立学校条例

第5条(入学許可の取り消し)校長は教育委員会規則で定める入学手続き(※入学料の納付)をしないものに対しては、入学の許可を取り消すことができる。

第7条(退学)校長は正当な理由がなく前条の規定による授業料又は聴講料を納付しない者を退学させることができる。

○滋賀県立学校の管理運営に関する規則

学則の準則 第35条 経済的理由その他の事情により授業料の減免を受けようとする生徒は、別に定める手続きにより願い出ることができる。

第36条 正当な理由がなく授業料を期限までに納入できない生徒については、校長は、その出席を差し止めることができる。

2 授業料の未納が長期にわたる場合には、校長は生徒の学籍を除くことができる。

○京都市立学校授業料等徴収条例

第6条 学長・校長及び園長は授業料又は保育料を滞納した者に対し、出席の停止又は退学、若しくは退園を命じることができる。

○大阪府

出席停止：督促状に記載した指定期限を経過してもなお納付していないことを確認できる日をもって行なう。

退学処分：出席停止を命じた日から2ヶ月経過してもなお納付していないことを確認できる日をもって行なう。

○大阪市

未納の2週間以内に督促し(1週間の納付期限を付し)長期間にわたって納付しない場合は退学させることができる。

○神戸市立高等学校学則

第16条：校長は授業料を所定の手続きを経ず納入しないこと30日以上のある者には停学を、90日以上のある者には退学を命じることができる。

・(規則はあるが、それを機械的に適用しないようにさせている。)

○和歌山県立高等学校規則

第26条4 授業料の未納者がある場合は、校長は、財務に関する県の規則等により必要な措置をとるほか、未納が正当な事由なく納期後一箇月を超えるに至ったときは、その生徒の出席の停止を命じ、又は授業料未納のまま正当な事由なく連続一箇月以上出席しない者があるとき若しくは授業料未納のため出席の停止を命ぜられ一箇月に及びなお未納の者があるときは、その欠席の初日にさかのぼり除籍することができる。

○島根県立高等学校規程

第39条の4 「校長は、正当の理由なくして授業料を納付しない者に対しては、登校を停止し、若しくは除籍することができる」

○松江市立女子高等学校授業料、入学料及び受検料条例

第4条 4：授業料を滞納したときは、登校を停止することができる。

○山口県立学校学則基準

第12条 校長は、正当な事由がなく授業料を納付しない生徒に対しては、出席を停止し、又は除籍することがある。

○高知県立学校授業料等徴収条例

第9条1. 授業料の滞納が5日に及んだ者に対しては、その納付に至るまで、その授業を停止することがある。2. 授業停止後2週間を経過してもなお納付しない者は、これを除籍することができる。

○長崎県は条例でそのような罰則規定がない。

(3) 条例・学則を根拠に、授業料滞納を理由とした処分の例

○平成14年度退学処分6件(6人)(大阪府A高校)

他に処分の例はなし。

○現実問題として「出校禁止」「除籍」という処分は取らず、保護者から集めた学校納付金会計の中から立て替えている。(多数校)

(4) 滞納者(生徒、保護者)への対応で、担当者(事務職員、学級担任等)の悩みや困難な課題

○授業料を1円も払わなくても卒業できてしまうので、「払わないと進級・卒業できませんよ」というやり方ができない。督促に強制力がまったくない。(北海道)

○滞納者と連絡が十分取れないことや、Q5(2)の処分は実態として実施していないので、徴収者に対する強制力が無し。(北海道)

○保護者への連絡が夜になってしまうこと。その際、生徒もいる場合は話をしづらい面がある。(北海道)

○連絡が思うように取れず、担任への負担が多かったと思う。(青森)

○何度電話しても連絡がつかない。言い訳が多く、約束した日に納入しない。(青森)

○保護者が定期的に家に帰っていない等の理由で、保護者と連絡がとれない。(青森)

○一部の保護者において、高校は授業料を払わなければいけないという意識がないように思える。(青森)

○勤務時間内に保護者と連絡が取れないため、自宅に帰ってから電話することが多い。保護者と納入日の約束をしても、連絡がないまま、すっぽかされることが多い。(青森)

○直接には事務職員の仕事であるが、教員の側の働きかけが弱いのではないか。(秋田)

○納入困難にそれぞれの理由があり、何度話してもできない。遅れるなどの事態に出会うため。(秋田)

○全員口座振替登録をしているが、振替不納者が例月同じ生徒である。家庭にその旨文書で連絡しても納入なされず、次の手段の電話による督促の際、全く電話が通じない家庭がある。(福島)

○なるべく保護者に連絡したいのだが、昼間は不在の家庭が多い。また、電話が不通となっている家庭もある(料金滞納で止められている)。(群馬)

○連絡が取れない。実態がつかめない。親との間あるいは生徒との間でお互いの理解を深め

- ることがむずかしい。(群馬)
- 連絡が取れない。訪問しても会えない。文書は効果がない。(群馬)
 - 保護者へ連絡がとれない。電話がない。または夜遅くなくても帰っていない。(埼玉)
 - 電話を止められていて保護者と連絡が取れない。授業料を納入しなければいけないという意識が薄くなっている。(埼玉)
 - 事情がわかっているので対応しにくい。家庭内まで入り込んで対応しにくい。失業・サラ金などで保護者が払えない生徒1名あり。父親に督促の電話を行っている。(埼玉)
 - 電話ではすぐ納入すると言うが、ウソをつかれる。共働きが多いので、夜電話をしなければならぬ。保証人をたてる場合、授業料未納の場合は責任を担ってもらうことを入学の際に明文化してほしい。(新潟)
 - 授業料を滞納している保護者と納入日を約束するが、約束が守られない。(新潟)
 - 再督促するとき、電話をかける程度で済んでいるので、これという問題はない。(新潟)
 - 保護者と連絡が取れない。連絡が取れても約束を守らなかったり、なかなか納入しない。授業料未納者に対する規則等があっても、具体的なマニュアルはない。(新潟)
 - 保護者に督促状を送付しても、何の応答もない方が非常に多い。(横浜市)
 - 督促事務が多くなっている(口座振替不能者、督促回数)。(富山)
 - 複雑な家庭環境や低所得者の世帯が多く、電話の連絡さえ取れにくい。保護者の意識(授業料は当然納入すべきものという責任感)が薄い。長期欠席者が多いため、家庭訪問を実施しているが、所在不明の家庭が多く面談ができず、督促事務が負担となっている。(富山)
 - 基本的に家庭へ電話をしているが、不在が多く、通じることがまれ(生徒への配慮から、学校名は名乗っていないー親以外が電話口等に出た場合)。(長野)
 - 学級担任の協力が、年々得られなくなっている。(長野)
 - 経済的に大変な家庭に対して、生徒に配慮しつつ、担任の協力を得ながら対応している。(愛知)
 - 滞納者はないが、納入が遅い生徒への督促で、保護者に電話を入れるが、昼夜問わず電話が繋がらない。(愛知)
 - 電話も通じなかったり、手紙を出しても返事をもらえなかったり、保護者との連絡がとれず苦勞している。(愛知)
 - 家庭の中へどこまで立ち入って良いか。(愛知)
 - 督促は心身ともに大変な負担である。(滋賀)
 - 学級担任からはなかなか言いにくい。言っても、それ以上のことはなかなかできない。(滋賀)
 - 督促の方法：文章や電話での言葉遣い(柔らかすぎても、かといって厳しすぎてもダメだし、保護者によって受け取り方が違うようなので…)。家計が本当に苦しい家に、どうやって納めてもらえばいいのか…電話も止められていて、連絡を取るのも難しい。(京都市)
 - 督促を送っても無視される。(京都市)
 - 事務から督促状は出すが、具体的な対応は担任が個別にやっている。(京都市)
 - 勤務時間中に保護者と連絡がとりにくい(保護者が働いている人が多い)。(大阪府)
 - 家庭の経済状況を聞くと大変なことがよくわかるが、納入をお願いしている。特に保護者

- が家庭にいないため、連絡がつきにくい。(大阪府)
- 保護者に納入についての誠意がなく、本人に転学の意志が強くあり、対応に苦慮する。(大阪市)
 - 連絡がつかない。ついても払わない。(神戸市)
 - 経済的に困窮している家庭が震災以降増加。(神戸市)
 - 銀行口座振り込みになっているが、口座が本人のものである場合、本人が仕事を辞めたり、解雇された場合には口座から落ちない。保護者の口座であっても、振込のためつくった口座ではなかなか入金となされないことが多い。(神戸市)
 - 学則と適用実態との判断に悩む。(神戸市)
 - 夜、早朝、休日等に保護者あてに電話をかけても不在、あるいは電話を止められているケースが多く、なかなか連絡が取れない。督促状を出してもナシのつづて。担任との連携がうまくいく場合もあるが、時によっては授業料の問題は事務室の問題であって、「担任は関われない」といって問題を共有できないケースもある。生徒を丸ごと知ろうと思えば、その生徒の経済的状況というのも重要と思うのだが。(和歌山)
 - 文書と電話で督促するが、その時は“払う”と言いながら、ずるずる先延ばしをされて困っている。(島根)
 - 保護者への電話連絡、事務長が家庭訪問。(島根)
 - 滞納者が郡部の在住の場合、面談が思うようにできない。(島根)
 - 生徒への「教育的配慮」にぶつかる。これが大きい。(山口)
 - 保護者との話ができない。滞納保護者に納入意欲がうすい。(山口)
 - 家の電話に出ない等、保護者との連絡がつきにくい。ついたとしても支払の約束を守らない保護者が増えた。(高知)
 - 直接話せる機会が少ない。親・本人と連絡がつかないことがたびたびあり、出校状態も悪くなり、担任を通じての督促もできなくなる。(高知)
 - 3ヶ月滞納者、4ヶ月滞納者に督促の電話をするよりは、直接家庭訪問をして早めに入金してくれるように伝えた方が効果はある。生活が苦しい家庭から取り立てるのはいささか気が引ける。(長崎)

(5) 滞納者が中途退学あるいは卒業する際の具体的措置

- 納入するよう文書・電話にて連絡。(北海道)
- 退学した生徒が働いたお金の中から毎月納入することを約束させ、納入した。(青森)
- 借用書により私費で立て替え。(青森)
- 必ず納入する旨の念書を提出させている。(青森)
- 卒業認定の条件となるので、早く納入するよう強く促す。(青森)
- 最終的には全員納付している。(秋田)
- 退学、卒業前に必ず納入させる(当校は滞納が少ないので、納入させることが可能である)。(福島)

- 卒業後も自宅や勤務先を数回にわたり訪問し、徴収した。(群馬)
- 納入するまで退学させないよう指導してもらった。(群馬)
- 保護者呼び出し、家庭訪問、保証人に連絡。(埼玉)
- 誓約書を書いてもらう。家庭訪問。未納の場合、修学旅行積立や学級費等の返金分より充当することを了解してもらう。(新潟)
- 「成績証明書」等の発行を納付されるまで保留とする。ただし、まず納付されるため、措置した経験はない。(横浜市)
- 納入しないと卒業は認められない、という説明をして督促はする。卒業してから納入してもらう場合もあった。(横浜市)
- 自宅へ訪問し懇願した。卒業式までには完納するよう強くお願いし、担任より督促をしてもらった。(長野)
- 学年積立金等を授業料へ振り替えて支払ってもらう。(愛知)
- とにかく納入してもらう。(滋賀)
- 一時的に、あるところより立て替えて出した場合もある。(滋賀)
- できるだけ届が出されるまでに納めてもらうが、できないときは保護者に誓約書を書いてもらい、期日までに納めてもらうようにしている。(京都市)
- 保護者に電話をする。催告状を郵送する。(大阪府)
- 未納の場合は退学までに納入するようお願いする。ただし、積立金などがある場合は、積立金などで納入してもらっている。(大阪府)
- 奨学金制度の利用について助言。(大阪市)
- お願い、催促するのみ。(神戸市)
- 誓約書を交わす。(神戸市)
- 保護者に滞納している分についての納入を要請。退学して仕事に就く生徒については、分割納入を要請する。(和歌山)
- 昨年度まで払わないで卒業した、というケースはない。昨年度払わないで中退した生徒は1人いた→とくに措置はなし。(島根)
- 文書で通知、電話、訪問。(島根)
- 根気強く督促を行うしか手段がない。(山口)
- 滞納者が中途退学や卒業時には全員納入している。(山口)
- 卒業者については学級担任または事務職員の立替え。退学者については許可しない(納付に至るまで)。(高知)
- 基本は積立金でまかなっている。全体的に少し遅れても納入されているので、具体例はない。(埼玉)
- 期限を設けて必ず納入するよう、強く促した。確約書を書いてもらった。(富山)
- 卒業する生徒についてはこのような事例はない。中途退学の生徒については退学願いの出た月までの授業料を納めるようにさせているが、たいていこれらの生徒は長欠状態が続いていて、長欠中の授業料を納入しないことが多い。担任は納めるよう指導するが、未納の

- まま退学した後は事務室のほうに任せている(完納したかどうかは不明)。(神戸市)
- 保護者に対して請求し、自主的納付を待つ。(神戸市)
 - 退学・卒業するまでには全員納入している。(山口)
 - 卒業者については式当日までに全員納入されている。退学者のうち、行方不明の者は保証人を通じて連絡を取っているが難しい。個人的に貸与した例もあり。在学者の場合は翌年に返却されるのだが…。(高知)
 - 4ヶ月滞納者が12月26日退学の予定であるが、支払うお金がまとまらず約10日間待った。この生徒は12月16日退学予定であった。授業料を支払うまでは退学できないことを伝えた。(長崎)

4. 経済的理由で退学あるいは修学旅行を取りやめた例について

(1) 経済的理由で退学した生徒数【表3】

全=全日制 定=定時制 普=普通科 職=職業科 総=総合学科

2000年度	10人	青森(全・普職)1、大阪府(全・普)9
2001年度	13人	青森(全・職)1、福島(全・普)1、群馬(全・総)1、滋賀(全・職)1、大阪府(全・普)6、和歌山(全・普)2、島根(全・職)1
2002年度 (10月末現在)	8人	青森(全・普職)1、群馬(全・普)1 大阪府(全・普)6

(2) 経済的理由で修学旅行参加を取りやめた生徒数【表4】

2000年度	5人	青森(全・普職)1、福島(全・普)1、群馬(全・職)1 新潟(全・普)1、大阪府(全・普)1
2001年度	23人	青森(全・普)1、群馬(全・総)2、埼玉(全・普)1 同(全・総)2、新潟(全・普)2、滋賀(全・普職)2 和歌山(全・普)13、
2002年度 (10月末現在)	30人	北海道(全・普)2、青森(全・普職)3、同(全・普)2 群馬(全・職)1、埼玉(全・普)1、新潟(全・普)1 同(全・普)1、長野(全・普職)1、滋賀(全・職)1 京都市(全・職)1、大阪府(全・職)10、 神戸市(定・職)3、同(定・普)3

(3) 修学旅行費用を納入できていない生徒について 【表5】

修学旅行に	ア 参加させている	10校(17.9%)
	イ 参加させない	24校(42.9%)
	ウ その他	22校(39.3%)
	各年度ごとに違う 後日納入させる 前月までに納入してもらう	

(4) 未納で参加させる場合の措置は？

- 納入の可能性を確認したうえで。(北海道)
- 学年費などからの無利子での貸付。(青森)
- 実例はないが、事務担当者としては全額納入されてない者は絶対に参加させないでくれ、と学年にお願いしている。(群馬)
- 今年は修学旅行に行けそうにもない生徒に奨学金を勧め、奨学生となり、旅行に行けた。現在、毎月振り込まれる奨学金の一部を修学旅行立替分として返金、返納させている。(群馬)
- 支払いの可能性が生じれば参加。(群馬)
- 授業料を未納の状態、修学旅行前に費用を保護者が持参し、参加した例がある。(新潟)
- 直前に旅行費用を納めたため参加した。学年で話し合い、保護者に説明したら、直前に旅行費用を納めたため参加した。(新潟)
- 学年の旅行積立金総額の中で対応し、年度内に完納させている。(長野)
- その子の費用は他の会計で立て替え、次の年度も引き続き督促している。(京都市)
- 原則として参加させない。納入計画が確実な場合、行事後まで待つことがある。(大阪市)

5. 授業料減免制度について

(1) 授業料減免者数

〈全体〉【表6-1】

		2000年度	2001年度	2002年度
全生徒数		53,020人	51,701人	49,195人
授業料 減免者	全額	2,949	3,488	4,017
	半額	347	429	398
合計		3,296	3,917	4,415
%		6.22%	7.58%	8.97%

〈全日制〉【表 6-2】

		2000 年度	2001 年度	2002 年度
全生徒数		51,316人	50,044人	47,544人
授業料 減免者	全額	2,623	3,192	3,701
	半額	347	422	396
合 計		2,970	3,614	4,097
%		5.79%	7.22%	8.62%

〈定時制〉【表 6-3】

		2000 年度	2001 年度	2002 年度
全生徒数		1,704人	1,657人	1,651人
授業料 減免者	全額	326	296	316
	半額	0	7	2
合 計		326	303	318
%		19.13%	18.29%	19.26%

(2) 減免基準を示す案内や「しおり」の有無【表 7】

案内や 「しおり」	ある	ない
	60校(82.2%)	13校(17.8%)

(3) 現行制度の問題点について

- 収入基準が低い。(北海道)
- 教育長承認の基準がはっきりしない。(青森)
- はっきりしたボーダーラインがない。(青森)
- 非課税世帯が半免になっているが、世帯のうち保護者だけに限定できないか。一人でも課税されていると対象にならないので、範囲が限定される。(青森)
- 授業料は月額 9,000 円であるが、学校徴収金としてはその 2～3 倍の金額となるので、滞納の原因となっていると思われる。(青森)
- 住宅取得のため等の借金が限度額に反映されない。働く兄・姉が同一世帯にいと、そのわずかなアルバイト収入額でも含めなければならず、不利のようだ(実際には生計を助けていない)。(群馬)
- 生徒・家庭への宣伝が十分でない。県単位でアピールすべきだと思う。(群馬)
- 家庭の崩壊をどう把握するかがむずかしい。(群馬)
- 所得証明が煩雑。(群馬)
- 組合等のはたらきかけにより、平成 14 年 4 月より減免基準が撤廃された(運用上で)。(群

馬)

- 生命保険金や退職金など、申請時から1年間遡って収入とされること。遡及できないため、減免許可以前の分が納入できない。祖父母の年金まで収入に算定すること。年度始めの申請の許可が7月中旬と遅いこと。(埼玉)
- 兄・姉等が同居していて収入があると、家庭にお金を入れていなくとも全額収入として考えられてしまうこと。(埼玉)
- 無職証明は市町村で証明されるが、途中就業の場合、民生委員の証明となり、嫌がる人も。(埼玉)
- 学校からの文書が届けられるだけで、家庭で理解されているか心配だ。(新潟)
- 課税証明交付申請書に所得金額が入らないために、場合によっては所得証明を取るため申請者が2度市役所に行かなくてはいけないことがある。手間と手数料もかかるので、市民税・県民税決定証明書(長岡市の場合)のように、一枚ですべて把握できる書類で対応できるようにしてほしい。(新潟)
- 当局の決裁担当者が一人で、減免の許可が出るのに1ヶ月半かかる。また、一度納付された授業料を還付するのに時間がかかる。(横浜市)
- 書類審査権がない(事務職の意見)。収入について確かめる手段がない。(横浜市)
- 様式を簡潔にしてほしい。申請内容についての例示がほしい。(富山)
- 4月に申請を受理し承認された者でも、6月に基準を超える納税額が判明した場合、4月にさかのぼって取り消されるため、追徴が生じる。(長野)
- 2001(H13)年度以降入学生から、減免事由が10項目から6項目に整理統合され、就学援助受給者、児童扶養手当受給者のうち、一部支給者が対象外となった。2002年8月、児童扶養手当施行令の一部改正により、全額支給に係る所得制限限度額が引き下げられ、在校生については改正前の基準の全額支給者については継続して減免対象としたが、一部支給限度額を超えることにより対象からはずれる者もあり、新入生の対応も不明であり問題である。また、社会的基盤のないままに更なる改悪が(児童扶養手当法)予定され問題である。(愛知)
- 2001年度より減免基準が厳しくなった。2002年度に児童扶養手当が変更になったことにより、一層減免が困難になった。(愛知)
- 減免基準が学年により異なる。兄弟姉妹で減免を受けられる、受けられないができています。(愛知)
- 家計の状況の変化の都度、変更手続きが必要になり、経済状態の大変な保護者への負担が大きい。(愛知)
- 2001年度入学生より減免制度が改正され、実質的に収入基準が引き上げになった。(愛知)
- 基準が厳しい。(滋賀)
- 保護者の方などが制度について知らない。(滋賀)
- 運用が消極的で、積極的に公表・案内しないこと。基準が生活保護基準×1.2を限度としているが、さらなる緩和が望ましい。(滋賀)
- 学校での事務量を減らすことが必要。例えば、世帯の所得証明は区役所段階で基準額の審査を終わらせ、その資格証明を学校へ提出し、成績証明書(副申書)は学校で作成して申請するという順序にしてほしい。(京都市)

- 半額免除がなくなったため、基準ギリギリで却下される生徒や、複雑な家庭事情で書類等が揃わず、却下になる生徒の負担が大きい。半額免除ができるようお願いしたい。(京都市)
- 基準が厳しいため、現実的に対応できないことがある。(大阪市)
- 毎年度申請は事務量増大により、担当者の業務負担過大。申請書類をそろえることが困難なため、申請をあきらめる者がいる。(神戸市)
- 基準額が低い。母子家庭だけしか控除対象にならない。(和歌山)
- 父子家庭の控除がない。延滞金がかかる点。給与所得者と自営業の人の所得の捉え方に差がある。(和歌山)
- 基準額が低すぎる。父子家庭、両親のいない子、保護者が祖父母である場合なども、母子家庭に準ずる扱い(特別控除)を適用させる。6歳未満(未就学児)にも特別控除を設ける。(和歌山)
- 所得のみでの判断はどうかと思う。家庭の状況で減免ができるようにしてほしい。(山口)
- 成績条項が今年度からなくなったが、全免・半免の決定がいまひとつ不明(決定通知後、再問い合わせして半免から全免になったことがある)。(高知)
- 成績条項はなくなったが、家庭の収入でいくら以下なら全免で、いくら以下なら半免、いくら以上は認められない等の基準が申請者の人数等により上下して困る。(高知)
- 3～4ヶ月滞納の生徒を授業料減免申請することになっても、遡って減免が受けられないので、できるようになったらよいのにと思っている。(長崎)

(4) 減免制度改善のために必要と思うこと (あるだけ○) 【表8】

ア 家計収入基準の緩和	44校	53.7%
イ 添付書類の簡素化	26	31.7
ウ 減免適用の遡及	24	29.3
エ 減免制度の広報の徹底	23	28.0
オ 成績基準をなくす	3	3.7
カ 地方交付税の授業料収入基準を95%から90%程度に引き下げる	8	9.8
キ その他	5	6.1

〈その他〉の記述から

- 家計収入基準が示されていないので、担当者としては判断できない(教育長承認の場合)。(青森)
- 徴収金の抜本見直し。(青森)
- 不況などの経済的停滞をなくすこと。(秋田)
- 制度が複雑すぎる。(愛知)
- 家庭収入に関しては厳正な審査が必要だ。あまりにも公正でない。(京都市)

6. 奨学金制度について

(1) 高校奨学金制度の受給者 【表9】

	2000年度	2001年度	2002年度(10月末現在)
日本育英会	558人(1.05%)	877人(1.69%)	1,126人(2.28%)
各県育英会	195 (0.37)	218 (0.42)	341 (0.69)
その他	495 (0.93)	545 (1.05)	736 (1.49)
合計	1,248人(2.35%)	1,640人(3.16%)	2,203人(4.46%)

(2) 緊急に改善すべきと思われるもの (3つ選んで○) 【表10】

ア 成績基準をなくす	25校	30.1%
イ 家計収入基準を緩和する	30	36.1
ウ 手続き書類を簡素化する	29	34.9
エ 広報の徹底	11	13.3
オ 貸与制から給付制にかえる	14	16.9
カ 年度途中も申請できるようにする	29	34.9
キ 受給中の者が留年しても停止せず、卒業するまで支給する	5	6.0
ク その他	4	4.8

〈その他〉の記述から

- 予約奨学生の採用内定の通知が遅すぎる。(青森)
- 家計の急変(リストラ等)に対応できるようにする。(富山)
- 希望者全員の採用。(高知)
- 神戸市奨学金の予算枠の増大。(神戸市)

(3) 日本育英会「緊急採用奨学金制度」(1999年度から実施)の対象になった生徒 【表11】

2000年度	2001年度	2002年度(10月末現在)
15人	38人	24人

〈主な理由〉

- 入院による。(北海道)
- 父親の離職、失職。(青森・滋賀・大阪市)

- リストラ、失職、離婚による家計急変。(青森・新潟・愛知・和歌山・山口・高知)
- 失職、農業収入の減少。(青森)
- 借りることが「=返すこと」なので借りない。(群馬)
- リストラ、母子家庭。(群馬)
- 父親の死。(愛知)
- 倒産及び家計急変のため。(滋賀)
- 父親の事故、リストラ。(京都市)
- 父親の会社の倒産。(島根)

(4) 大学、専門学校などの予約奨学金制度の受給希望者(高校卒業予定者)

【表12】

	2002年度受給希望	2003年度受給希望
ア. 第一種奨学金(無利子制)	584人	561人
イ. きぼう21プラン(有利子制)	485人	621人
ウ. その他(2003年度のみ)	—	44人

ウ.その他

- 併用希望(北海道)
- 県予約奨学金(青森・秋田・新潟)
- すこやか奨学金(秋田)
- あしなが育英会(交通遺児等)(富山・京都市・大阪府)
- コカコーラ奨学生(長野)
- 平和堂財団(滋賀)
- (財)大桑教育文化振興財団奨学生 他(和歌山)

〈予約奨学金制度の問題点や改善点〉

- 採用基準の緩和。(北海道)
- 貸与制度のものに関しては、採用枠をもっと広げてほしい。(青森)
- 奨学金がないと大学へ行けない生徒が多い。採用不可の場合もあるので、生徒の不安が強い。(青森)
- 申し込みから採用内定の通知が届くまで時間がかかりすぎ、生徒は大学等への入学手続きをとっていいものかどうかかわからず、大変困っているケースが目につく。(青森)
- 短大、専門学校生にも無利子貸与を各自治体の奨学制度も取り入れてほしい(日本育英会のように)。(青森)
- 貸与希望者と家族の自覚。(秋田)
- 第一種奨学金の申し込み締め切りの時期が早く、奨学金受給候補者になるまでの期間が長すぎる。締め切りの時期をもう少し後に設定すべき。(福島)

- 全部無利子とすべきだと思う→その後、貸与から受給制度にすべき。(群馬)
- 手続きが多すぎる。(群馬)
- 入学準備金の貸与(無利子)をすべての自治体でやってもらいたい。(埼玉)
- 無利子枠を広げてほしい。(新潟)
- すべて無利子制にすること。(新潟)
- 申し込み締切が早すぎる(5月下旬)。(富山)
- 進学校でないと、自分の進路(進学)を決定する時期が遅く、無利子の申請に間に合わない。(長野)
- 採用枠の拡大。(愛知)
- 募集時期と締切が早すぎる。(愛知)
- 収入基準の緩和。手続きの簡素化。(大阪市)
- 家計収入基準等の緩和。(高知)

7. 修学奨励金等について(定時制のみ)

(1) 修学奨励金を受給している生徒(定時制のみ)

【表13】

2000年度	2001年度	2002年度(10月末現在)
62人(3.64%)	54人(3.26%)	62人(3.76%)

(2) 修学奨励金制度の問題点や改善点

- 働いていることが前提となるため、就業を希望してもどうしても見つからない場合があり、とても気の毒な実態があった。(秋田)
- 勤労者以外にも対象枠を広げる措置を講じてほしい。(群馬)
- 返還免除は「卒業が条件」となっているため、退学の恐れのある1年・2年生の募集をしない学校あり。(埼玉)
- 修学奨励金の制度そのものがない。(神戸市)
- 提出書類の簡素化。(島根)
- 手続き書類等が非常に細かく、出願するとき二の足を踏む。(高知)
- 中途退学したら奨励金を返納しなければならないのが大きな問題点である。緩和できないのか。(長崎)

(3) 教科書代・夜食費補助の対象生徒を限定するような動向

- 定時制生徒であることだけで社会的ハンディがあり、対象を限定するような施策は定時制になじまない。(秋田)
- 今年度から、1・2年生の有職生徒のみ教科書補助対象。3・4年生は従来通りで、夜食

- 費は全員対象になっている。(群馬)
- 14 年度より全学年就労(バイト可)となったが、働かない生徒が適用除外となり、実務的にも煩雑になった。15 年度より求職証明をハローワーク発行のものを条件とする。今までは校長面接でOKだった。(埼玉)
- 実質的に全員無償配布。(神戸市)
- 現在、表だった変化はない。夜食費補助の増額をお願いしたい。(島根)
- 県全体として2年生以上の基準を1年生にも適用する運用が実現した。(高知)
- 学校側の対応としては1年生～4年生までアルバイトをしてない生徒に、ハローワークに行って求職票を取らせている。(長崎)

8. 高校生の就修学保障に必要な制度の改善、新たな施策について

- 私費予算の軽減についての施策が必要ではないか。(青森)
- 奨学金の拡充。授業料の引き下げ、減免の拡大。部活動、修学旅行費用の一部県費負担。(福島)
- 授業料免除の枠を増やしてもらいたい。(群馬)
- 高校までは無償という運動を行うことが必要。(群馬)
- 高校の無償化。団体費廃止。公費増額。(埼玉)
- 減免制度の拡充。私費会計の見直し(保護者負担の軽減)。(愛知)
- 2002 年度より、国の就学支援策が講じられたことから、愛知県においても「国公立高等学校生奨学金貸与条例」を制定し実施しているが、収入基準が大変厳しいことから、貸与を受けることが難しい状況がある。せめて育英会相当の収入基準になると良いと思う。(愛知)
- 準義務化しているので、授業料その他経費の負担を少なくする。(愛知)
- 授業料の値下げ。(滋賀)
- 就修学保障の中に修学旅行が入るのならば、授業料だけではなく、修学旅行費についても減免制度が必要(修学旅行に6～7万円積み立てなければならない)。あるいは、修学旅行の内容について、修学旅行を実施するかどうかを合わせて再検討する必要があると思う。個人的な意見。(京都市)
- 現行の神戸市奨学金制度の継続と発展を希望。(神戸市)
- 教育の無償化を高校にも進めていくために、大幅な減免制度の拡充、制度の改善が必要である。(秋田)
- 定時制の生徒は一人親家庭や低所得層が多く、所得のみの条件による制度を望む。(埼玉)
- 定時制は授業料を無料にする。全日制でも、現行よりずっと低額にする。(神戸市)
- 私学助成金の飛躍的拡充により、授業料を公立と同レベルにすること。(神戸市)
- 20 人学級実現!!生徒に密接に関わることができ、早くからの対応ができる。(高知)

9. 授業料担当者として感じること

- 北海道内でも特に不況の影響を受けている釧路。炭鉱閉山/ダイエー・長崎屋の撤退/漁業の不調等で地元の企業も次々とつぶれています。親が失業中の家庭も増えています。将来に不安を持っている高校生がたくさんいて、学習意欲にも影響しています(3学年主任より)。(北海道)
- リストラ及び離婚による減免が増えている。就職難による収入の不安定な家庭が多いことに憤りを感じる。(青森)
- 滞納者や減免した保護者・生徒を見ると、髪を染めたり、携帯電話をもったり、化粧したり(生徒)している。それにかかるお金があったら授業料を払ってほしいと思う。また、約束した日に払えないのなら、せめて連絡だけでもしてくれたらと思う。(青森)
- 学費を何よりも先に払うという姿勢が親に欠けている。経済管理ができない親が多い。校長決裁のものが限られているので、教育長承認では時間がかかりすぎる。(青森)
- 授業料は各学期始めに前納(一括および 1/3 分割)する(私費とは無関係)制度とする。(青森)
- リストラによる保護者の失業と、父子・母子家庭の増加が原因で生活困窮世帯が急激に増えており、滞納者、免除決定者数もそれに伴って一昨年より二倍近くになっている。しかし、担当者として一番痛切に感じることは、親の意識(経済観念が乏しい)が変わってきていることである。(青森)
- 期限まで必ず納めないといけない、という保護者の意識が薄いと思う。(秋田)
- 保護者は子どもの授業料は必ず優先して納めなければならないものにとらえてほしい。そのうえで、納入が困難であれば、きちんと減免の手続きをしてほしい。(福島)
- 何名か納入の遅れる者はいるが、不況による影響をそんなに感じない。本校は恵まれている方である。(群馬)
- 子どもの学費に親の対する意識が希薄になっている。学費を取るのがよいのか悪いのかという以前の問題として、就学しているという意識を持ってもらいたい。(群馬)
- 経済運営における国の無策と社会保障制度の貧困さを強く感じる。貧富の差の一層の拡大など、国民の大部分が負け組なのに怒らないムードが恐ろしい。(群馬)
- 子どもたちの環境が悪化している。倒産・失職・リストラ・賃下げ等。(埼玉)
- 以前は減免を受ける生徒の大部分が母子家庭だったが、今はリストラや倒産で働けない、収入が減ったとの理由が多くなっていて、不況の深刻さを感じる。(埼玉)
- 生徒や家庭の状況がわかっていると督促しにくい。長引く不況が生徒たちの学校生活に大きな影響を与えていることを実感している。担任は「就学のため滞納者へ配慮を」、授業料担当者は「でも納めるものは納めないと」、の矛盾がいつも存在する。就学援助制度も条件や書類提出がむずかしい。(埼玉)
- 厳しい不況の中で会社のリストラ等があり、生活に困っており、授業料を納められない状態が見えてくる。(新潟)

- 長期滞納者の理由は、経済的理由よりも家庭内に問題がある場合が多いように思う。(新潟)
- 当校の保護者は協力的である。ただ納付や減免申請の手続きに生徒がなかなか事務室に足を運ばない。(横浜市)
- 経済的に苦しくなっているのに、授業料は計画通り上げる無神経さに腹立たしい思いがある。奨学金制度の枠が小さすぎる。受益者負担の発想を変えるべし。減免制度をもっと知らせるべき。恥ずかしいことではないという説明を。(横浜市)
- 督促事務は生身の人間を相手にすることから、一人ひとりの家庭環境を十分に把握し、保護者・生徒へのきめ細かい心配をしながら、根気強く、やさしく、丁寧に行うことの大切さを感じた。一方では、督促事務に限界を感じるため、退学・出席停止等の条例・規則の整備をお願いしたいと思っている。(富山)
- 授業料の滞納者に対する事務量は学校によって大きな格差がある。本校のような中規模の高校でも事務量は相当なものになっている。14人くらいの生徒に対し、数百回の通知が必要。OA化を教育委員会に要求しているが、財政難で見通しはなく、個々の力量にまかされている。(長野)
- 経済状況の悪化・リストラによる失業などによる保護者の労働環境の悪化で、子どもたちの修就学権をおびやかしている。(愛知)
- 保護者の状況の変化により、年度の途中からの減免(知事承認によるもの)が増加している。また、本校においても、納入が遅れて延滞金を納入してもらうことが初めて発生している。保護者の経済状況が困難になってきていることが推察される。(愛知)
- 不況を反映してか、父親の離職・転職が増えた。また、離婚等による母子・父子家庭が増えたように感じる。(愛知)
- 滞納者が増加傾向にあり、さらに長期化しつつある。(滋賀)
- 非常に経済的に苦しい家庭が増えてきている。公教育はもっと安く受けられるようにすべきだ。(滋賀)
- (本校では)滞納者があまりいないので、問題は感じない。(京都市)
- 不況下で生活苦の家庭が増加しつつあり、その結果として滞納者が増加する傾向にあり、個々の実情に応じる対応が非常に困難になりつつある。(大阪市)
- 神戸市の授業料減免制度は、多くの生徒が利用している。(神戸市)
- 経済状況の悪化を改善しない限り無理。(神戸市)
- 世の中の不況。(山口)
- 保護者の失業か仕事の減、減収が大きく響いているのか、納入率が大変悪くなった。会計年度の次年度繰越が2年連続で出た。今一番つらい仕事になっている。(高知)

「小泉不況」下の高校生の修学保障に関する調査

道府県名 ()
学校名 ()
課程・学科 (全・定、 普・職・総)
記入者名 ()

基礎データ 5月1日の全生徒数

2000年度()人 2001年度()人 2002年度()人

1 授業料等の納入金について

Q1. 2002年度第1学年の授業料はいくらですか？ 定時制・通信制については別の算定のしかたがあればそれを書いてください。※年額を12分割した金額(10回分割の学校は換算してください)

月額()円 ()

授業料が、この前後1～2年の間に値上げがあったか、ある予定があれば書いてください。

いつまで(いつから)() 月額()だった(になる)

Q2. 授業料以外の学校納付金について

(1) PTA会費 年額()円

(2) 生徒会費 年額()円

(3) 入学時の制服代 冬服()円 夏服()円

※制服なしの場合は×を

(4) ①第2学年(今年度実施学年)の修学旅行先() 費用全額()円

②修学旅行引率教員の費用は、

ア 全額公費 イ 一部(職員の)負担 ウ その他()

(5) その他、職業科の実習費用、部活動の用具代、「特色」ある教育課程とかかわり野外活動(体験学習等)などに要する費用などで、生徒負担上問題点があれば書いてください。

2 授業料滞納の状況について (2002年10月末現在)

Q3. 授業料滞納者は、何人ですか？

① 2001年度(平成13年度)分で現在も滞納している生徒数 ()人

② 2002年度(平成14年度)3ヶ月以上の滞納者数 ()人

③ 2002年度(平成14年度)2ヶ月分滞納者数 ()人

④ 2002年度(平成14年度)1ヶ月分滞納者数 ()人

Q4. 上記、2001年度中ならびに2002年度で、2ヶ月以上の長期滞納者の滞納理由や具体的事例などにはどんなものがありますか？ 記入してください。

3 授業料滞納者への対応について

Q5. 授業料滞納者への対応として、次の事項について記入してください。

- (1) 道府県教育委員会の方針、対策、学校への指導、その問題点等についてお書きください。
また、この間、変更や特徴的な動きがありましたらお書きください。

- (2) 授業料滞納に対する退学、出校停止などの条例・規則などがある道府県市はその具体的な内容をお書きください(資料添付でも可)。

- (3) 条例・学則を根拠に、授業料滞納を理由とした処分は何件(何人)、どんな処分がありましたか？

- (4) 滞納者(生徒、保護者)への対応で、担当者(事務職員、学級担任等)の悩みや困難な問題について、具体的にお書きください。

- (5) この間、滞納者が中途退学あるいは卒業する際、生徒(保護者)に対して、どのような措置を講じましたか？ 具体的事例を可能な限り列挙してください。

4 経済的理由で退学あるいは修学旅行を取りやめた例について

Q6. 2000～2002年度に

- (1) 経済的理由(と思われる)で退学した生徒の例がありますか？
ア. 2000年度()人 イ. 01年度()人 ウ. 02年度()人
エ. わからない

- (2) 経済的理由(と思われる)で修学旅行を取りやめた生徒の例がありますか？
ア. 2000年度()人 イ. 01年度()人 ウ. 02年度()人
エ. わからない

- (3) 修学旅行費用を納入できていない生徒の修学旅行参加はどうしていますか？
ア. 参加させている イ. 参加させない ウ. その他()

(4) 上記設問(3)でアの場合、どのような措置を講じていますか？ 具体的にお書きください。

5 授業料減免制度について

Q7. 授業料減免者数について記入してください。

		2000年度	2001年度	2002年度(10月末現在)
授業料 減免	全額	人	人	人
	半額	人	人	人
合計		人	人	人

Q8. 授業料減免制度について

(1) 減免基準を示す案内や「しおり」がありますか？

ア ある イ ない

(2) 現行制度の問題点についてお書きください。

(3) 減免制度改善のために必要と思うことはどんなことですか？(あるだけ○印を)

ア 家計収入基準の緩和 イ 添付書類の簡素化 ウ 減免適用の遡及
 エ 減免制度の広報の徹底 オ 成績基準をなくす
 カ 地方交付税の授業料収入基準を95%から90%程度に引き下げる
 キ その他()

6 奨学金制度について

Q9. 高校奨学金制度の受給者について記入してください。

	2000年度	2001年度	2002年度(10月末現在)
日本育英会	人	人	人
各県育英会(ある/ない)	人	人	人
その他	人	人	人
合計	人	人	人

Q10. 現行奨学金制度について

(1) 制度の問題点や改善点について、以下から緊急に改善すべきと思われるものを3つ選んで○印をつけてください。

ア 成績基準をなくす イ 家計収入基準を緩和する ウ 手続き書類を簡素化する
 エ 広報の徹底 オ 貸与制から給付制にかえる カ 年度途中も申請できるようにする
 キ 受給中の者が留年しても停止せず、卒業するまで支給する
 ク その他()

(2) 倒産・失職・災害などによる家計急変のための日本育英会「緊急採用奨学金制度」(1999年度から実施)の対象になった生徒数はいますか？ その理由は何ですか？
 2000年度()人 2001年度()人 2002年度()人
 主な理由

(3) 大学、専門学校などの予約奨学金制度(2003年度)の受給希望者は、何人いますか？
 ア. 第一種奨学金(無利子制) ()人 (2002年度受給希望者)人
 イ. きぼう21プラン奨学金(有利子制) ()人 (2002年度受給希望者)人
 ウ. その他() ()人

(4) 大学、専門学校などの予約奨学金制度の問題点や改善点についてお書きください。

7 修学奨励金等について

Q11. 修学奨励金、教科書代・夜食費補助について(定時制のみ)

(1) あなたの学校に修学奨励金を受給している生徒は何人いますか？

	2000年度	2001年度	2002年度(10月末現在)
人 数	人	人	人

(2) この修学奨励金制度の問題点や改善点について、ご意見をお書きください。

(3) 定時制生徒の教科書代・夜食費補助について、対象生徒を限定するような国・県の動きがありますが、各道府県や学校(定時制)で変化があれば、お書きください。

8 高校生の就修学保障に必要な制度の改善、新たな施策について

Q12. 高校生の就修学を保障するために必要と思われる制度の改善、新たな施策等について、ご意見がありましたら、お書きください。

9 授業料担当者として

Q13. 授業料担当者として、最近の滞納者や減免、奨学金の仕事を通じて感じることなどを、自由にお書きください。なお、担任の先生の意見なども聞けたら書いてください。